

○ 未利用国有地等にかかる一時貸付けの取扱いについて

〔平成23年6月8日
財理第2607号〕

改正 平成24年3月2日財理第833号
同 24年5月22日同 第2445号
同 30年3月30日同 第1150号

財務省理財局長から各財務（支）局長、沖縄総合事務局長宛

未利用国有地等の一時貸付けについては、普通財産取扱規則（昭和40年大蔵省訓令第2号）第3条の趣旨を踏まえ、国の維持管理費用を削減し、財政収入の確保を図る観点から、その活用について従来以上に積極的に取り組むこととし、具体的には下記により取り扱うこととしたから、通知する。

記

第1 対象

- 1 未利用国有地（平成23年5月23日付財理第2199号「未利用国有地等の管理処分方針について」通達（以下「管理処分方針通達」という。）記第2の1に規定する財産）のうち売払い又は貸付けを行うまでの間、暫定活用可能と認められる財産
- 2 売残り財産（3回以上又は複数年度にわたり一般競争入札に付したものの売却に至らなかった財産）
- 3 処分困難財産（地下埋設物の存在などにより処分が困難な財産）のうち暫定活用可能と認められる財産
- 4 個別活用財産（「管理処分方針通達」記第3の2に規定する財産）のうち暫定活用可能と認められる財産

第2 具体的な取扱い

一時貸付けを行う場合は、原則として一般競争入札により相手方を決定するものとし、具体的には対象財産に応じて以下により取り扱うこととする。

1 第1の1に該当する財産

（1）公募手続

当該財産については、「管理処分方針通達」記第3の5（1）による財務局等ホームページへの掲載と併せて、財産の所在、数量等の情報及び一時貸付期間（注）等を掲載し募集を行うものとし、募集の期間は10日間以上とする。

（注）一時貸付けの期間については、財産の処理方針に応じ、設定するものとする。

（2）一時貸付相手方の決定

- ① 上記（1）により要望があった場合は、一般競争入札に付して一時貸付けを行うものとする。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、会計法令で定めるところにより、随意契約により一時貸付けを行うことができる。

イ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第99条第6号又は予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第5条第1項第2号

ロ 予決令第99条第9号又は21号

(注)入札の結果、不落・不調であった場合や利用要望がなかった場合においても、引き続き財務局等ホームページにより情報提供し、随時に利用要望を受け付けるものとする。

- ② 入札公示書及び入札要領書については、平成3年9月30日付蔵理第3603号「一般競争入札等の取扱いについて」通達の別添第1号様式「国有財産売払公示書」及び別添第5号様式「入札要領」に準じて、暴力団を排除する特記事項を付すものとする。

2 第1の2、3及び4に該当する財産

(1) 一時貸付可能時期

イ 第1の2の売残り財産については、売却に関する不落・不調による随意契約の公募が終わったとき。

ロ 第1の3の処分困難財産については、利用要望が寄せられたとき又は財務局長等において一時貸付けを行えば利用が見込めると判断したとき。

ハ 第1の4の個別活用財産については、財産の処理方針に則して暫定的な活用の必要性が認められると財務局長等が判断したとき。

(2) 公募の実施

財務局等ホームページ等に財産の所在、数量等の情報及び一時貸付期間(注)を掲載した上でその期間を通じて、第1の2、3及び4の財産については貸付要望を、第1の2の財産については併せて売却要望を募るものとする。

(注)一時貸付けの期間は財産の周辺環境や事案の特殊性、財産の処理方針を考慮し、個別に3年間を限度として定めることができるものとする。

(3) 一時貸付相手方の決定

上記(2)により要望があった場合は、一般競争入札に付して一時貸付けを行うものとする。

ただし、上記1の(2)の①のイ又はロに該当する場合は、会計法令で定めるところにより、随意契約により一時貸付けを行うことができる。

(4) 不落・不調の場合の取扱い

開札の結果、落札に至らなかった財産については、引き続き上記(2)に定める公募を行うこととする。

(5) 売却要望がなされた場合の取扱い

上記(2)の募集において、売却要望がなされた場合は、一時貸付けにかかる募集を速やかに停止するものとする。

(6) その他の取扱い

本項に定める手続きにより入札を実施するまでの間に、上記1の(2)の①ただし書に該当する貸付要望があり、財務局長等が貸付要望期間等から入札実施に支障がないと判断する場合には一時貸付けを行うことができるものとする。

3 貸付料の算定

貸付料の算定にあたっては、平成13年3月30日付財理第1308号「普通財産貸付事務処理要領」通達別添1「普通財産貸付料算定基準」第4の1の(1)、(2)の規定に基づき行うものとする。

ただし、売残り財産については一般競争入札による売却時の予定価格を基礎とした更地価格を相続税評価額と読み替えて、貸付料予定価格を決定することができる。

4 同意書の徴取

財務局長等は、本通達に基づき、随意契約により一時貸付けを行う場合においては、あらかじめ要望者から同意書(上記1の(2)の①のイの場合にあっては、別添第1号様

式、同①の口の場合にあっては別添第2号様式)を徴するものとする。

5 暴力団排除に関する取組

(1) 契約を締結するにあたっては、平成24年5月22日付財理第2445号「普通財産の管理処分に係る契約からの暴力団排除について」通達(以下「暴排通達」という。)の記の2の規定に基づき警察当局への照会手続を行うものとする。

なお、一時貸付期間が短期間(おおむね1週間以内)であり、かつ、一時貸付けの使用目的の公益性(地域社会への貢献も含む)が高いと財務局長等が判断する場合には、警察当局の照会を省略することができるものとする。

(2) 契約書には、暴排通達の記の3に定める特約を付するものとする。

第3 特例措置

本通達により処理することが適当でない認められる場合には、理財局長の承認を得て処理することができるものとする。

〇〇財務（支）局長、沖縄総合事務局長 殿

要望者 住所又は
所在地

氏名又は
名称

印

同 意 書

下記1の国有財産の貸付けに係る契約手続きについて、下記2の事項を異議なく同意します。

記

1. 物件の表示

物件所在地：〇〇

区分・面積：〇〇・〇〇

2. 契約に係る事項

- (1) 貸付料は、書面による見積り合せ（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第99条の6の規定に基づき、貸付相手方の契約希望価格を書面により確認し、当該価格が国の予定価格（予決令第99条の5の規定に基づき定める予定価格をいう。以下同じ。）の制限の範囲内であるか否かを確認する手続きをいう。）により決定すること
- (2) 見積り合せの実施回数は累計で5回を限度とし、5回の見積り合せによっても国の予定価格の制限に達しない場合には、直ちに見積り合せを打ち切ること
- (3) 見積り合せの打ち切りにより貸付相手方に損害が生じても国はその責めを負わないこと
- (4) 契約締結前に地下埋設物等の瑕疵の存在が明らかとなった場合において、予定価格を再算定する等の対応に相応の時間を要したことにより、貸付要望を行った者に損害が生じても国はその責めを負わないこと

〇〇財務（支）局長、沖縄総合事務局長 殿

要望者 住所又は
所在地

氏名又は
名称

印

同意書

下記1の国有財産の貸付けに係る契約手続きについて、下記2の事項を異議なく同意します。

記

1. 物件の表示

物件所在地：〇〇

区分・面積：〇〇・〇〇

2. 契約に係る事項

- (1) 貸付料は、書面による見積り合せ（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第99条の6の規定に基づき、貸付相手方の契約希望価格を書面により確認し、当該価格が国の予定価格（予決令第99条の5の規定に基づき定める予定価格をいう。以下同じ。）の制限の範囲内であるか否かを確認する手続きをいう。）により決定すること
- (2) 見積り合せの実施回数は累計で5回を限度とし、5回の見積り合せによっても国の予定価格の制限に達しない場合には、直ちに見積り合せを打ち切ること
- (3) 見積り合せの打ち切りにより貸付相手方に損害が生じても国はその責めを負わないこと
- (4) 契約締結前に地下埋設物等の瑕疵の存在が明らかとなった場合において、予定価格を再算定する等の対応に相応の時間を要したことにより、貸付要望を行った者に損害が生じても国はその責めを負わないこと
- (5) 契約締結後、次に掲げる項目を公表するとともに、公表に対する同意が契約締結の要件となること

所在地、登記地目、面積、契約年月日、年額貸付料（貸付期間が1年未満の場合は当該貸付期間に対応する貸付料）、契約期間、契約相手方名、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項の規定による法人番号をいう。）、用途、価格形成上の減価要因（予定価格の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の瑕疵又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。）、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率